

## 指名停止措置に係る苦情申立て及び回答の概要

### 1 苦情申立者及び住所

申立者 株式会社大手広告通信社  
住 所 東京都千代田区神田神保町二丁目38番地  
いちご九段ビル5階

### 2 苦情申立て年月日

令和6年8月2日

### 3 苦情申立てに係る措置

東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表8「契約不履行」に該当するものとして講じた、令和6年7月23日から令和8年7月22日までの24月の指名停止措置

### 4 苦情申立ての趣旨及び理由の概要

「財産情報システム再構築に係る要件定義委託」に関する指名停止について、今回、履行遅滞による契約不履行のため指名停止期間2年の措置を受けていますが、指名停止措置要綱にある契約不履行要件において12月以上36月以内という期間設定については、その不履行内容によって期間の決定がなされるものかと思われます。

今回、1時間の履行遅滞に対する措置判断におきましては、他の事例（要件内容は異なりますが、過去の指名停止の内容では履行中に民間人へ怪我をさせて指名停止6月、社会的信用の失墜により指名停止1年等）と比較しても、不履行内容の軽重を鑑みて停止期間の再考の余地を頂きたく存じます。

弊社としましては今後、このような履行遅滞を起こさないよう作業体制を見直し、作業人数を増やす等体制を強化し確実に期日までの提出を実行致します。

### 5 苦情申立てへの回答内容の概要

申立者は、財務局発注の「財産情報システム再構築に係る要件定義委託」において、契約締結後、仕様書に定める要件を満たす者の配置を証明する書類を提出できず、令和6年7月9日付けで委託契約不履行申出書を提出したため、同月16日に契約を解除された。

上記証明書類の提出期限については、本件仕様において契約締結後5開庁日以内としていたところ、提出書類の不備により計3回の提出期限延長を行ったが、最終期限を経過してもなお、申立者は仕様書に定める要件を満たすことを証明することができず、委託契約不履行申出書の提出に至った。

このことが、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表に定める措置要件8「契約不履行 東京都発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合」に該当し、指名停止期間を短縮する理由もないことから、標準の指名停止期間24月の措置を行ったものである。